姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
中間取りまとめ（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）
の募集結果について

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（案）に関する

市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

１　市民意見の提出状況

(1)　意見募集期間　平成 29 年 12 月 25 日（月）～平成 30 年 1 月 24 日（水）

※　広報ひめじやホームページへの掲載のほか、市の機関（高齢者支援課、地域包括支援課、介護保険課、市政情報センター、各支所、各地域事務所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター〈坊勢、置塩、菅野を除く〉及び見野の郷交流館、曽左公民館、八幡公民館）への資料設置等により意見を募集

(2)　意見提出件数　13 通 46 件

２　市民意見の内容分類

項　目		件　数
５　取組の体系		
	推進方策１〔高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備〕関連	15 件
	推進方策２〔介護保険事業その他関連事業の推進〕関連	19 件
	推進方策３〔住み慣れた地域で暮らし続けるための支援〕	7 件
その他		5 件
合　計		46 件

３　意見の概要と考え方

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
計画全般					
1	地域共生社会の実現に向けた取り組みについて、既存の事業に地域共生社会の考えを入れるならその記述が必要だと思います。	1	地域共生社会の実現に向けて、平成30年度から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法改正が行われます。これに伴う制度改正等につきましては、今後国から示される内容を踏まえて、対応していきたいと考えています。 また、地域共生社会の実現に向けた基本方針は、地域福祉計画で定めるものとなっております。平成33年度には地域福祉計画と本計画の同時改定が予定されていますので、地域共生社会の実現に向けた施策については、その際に具体的に記載していきたいと考えております。	－	
2	**Ⅰ全体像や各施策の関連性を明らかにしてほしい。** 全体として、背景と現状と計画の推進との整合性や関連が希薄でわかりにくいところがあります。まず、背景では、利用者の増加と多様性が語られ、現状の分析においても背景が裏付けられるように、利用者は増加傾向にあり、社会参加や介護保険サービス以外のニーズも高く多様化している様子がうかがえます。 ところが、計画の推進を見ると、増加や多様性に対応する姿勢はほとんどうかがえず、介護保険の給付対象サービスにおいては、質の向上や給付の適正化が中心となっており、今後地域での社会参加メニューは、ほぼ既存のものであり、住民にとって充実感が無いように思います。 また、地域包括支援センターについては、本計画のいたるところで顕在しますが、基幹型地域包括支援センターなど全体像が見えにくく、実際にどのように機能するかが不明瞭だと思います。 これらの事を見ますと、介護保険、それ以外のサービス、社会活動支援、地域包括支援センター（予防も含む）が個別に検討されており、全体的な高齢者施策の体系や関連性の構築が重要と思われます。 ぜひ、市民の皆さんがわかりやすいよう、姫路市における高齢者施策の全体像を示した部分の加筆を希望します。	1	利用者の増加と多様化に対して、限られた財源の有効活用のため、サービスの質の向上や給付の適正化を強化していく方針です。 地域の社会参加メニューについては、住民同士の互助活動による通いの場や体操など、社会参加を通した日常生活の活動の活発化を支援するとともに、高齢者自身が高齢者を支えることを含めた地域の支え合い体制を、地域関係者とともに協議を行いながら構築していくこととしております。 地域包括支援センターの機能については、基幹型地域包括支援センターが地域包括支援センター間の総合調整や各センターに対する技術的支援等を担い、23か所の地域包括支援センターがそれぞれの高齢者等に対する生活に密着した支援を行います。また、高齢者が利用する医療機関や介護サービス等はそれぞれの地域包括支援センターの担当エリアに収まらないことから、準基幹地域包括支援センターがより広い範囲で地域包括支援センターと医療関係者、地域住民団体、介護サービス事業所等、関係機関との連携のネットワークの構築、強化を図り、地域包括支援センターはそのネットワークも活用して支援を行います。 高齢者福祉施策の全体像については、P10の「4　基本方針」に記載のとおり、3つの推進方策が互いに連携して施策を推進することとしております。基本方針と各推進方策を参照しやすいように、各推進方策の該当ページ番号を記載し、分かりやすいように修正します。	－	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
２．計画の位置づけ					
3	**Ⅱ地域福祉計画や障害福祉計画との関連性を明示してほしい。** すでに姫路市において策定された計画を改めて見ますと、当然のことながらいくつかの関連が見えます。 当然これらは個々の計画で示されたものでありますが、福祉の人材確保、第三者評価、医療連携、成年後見制度など権利擁護の推進、相談やマネジメントの充実と地域包括支援センターのイメージなど、本計画に盛り込んでいただかなければ、他の計画の実行度が薄れるものがあります。 現在、障害者制度との共生が大きく取りざたされ、本来、要介護状態にある方は、高齢障害者とも言えるもので、ライフステージは連続性のあるものです。 私も、障害者の一人として、同じ姫路に暮らし65歳になったとたんにサービスのあり方が変わらないよう、連続性や連携がシステム化された計画を望みます。	1	地域福祉計画は、福祉分野の各計画の理念や目標等を包含するとともに、各計画が連携して福祉課題に対応できるよう、横軸でつないで補完し、横断的かつ総合的な施策を推進する計画とされておりますので、お示しいただいた介護保険や高齢者福祉に関する課題については、本計画の施策体系の中に盛り込んでおります。 また、平成33年度には地域福祉計画と障害福祉計画との同時改定が予定されていますので、ご指摘された各計画の関連性について、より具体的に検討したいと考えております。 また、障害福祉制度との共生につきましては、今回の障害福祉推進計画との同時改定に向けて、共生型サービスの創設に対する考え方などについて整合性を図り、高齢者や障害者も含めた包括的支援体制の構築に努めることとしております。 ご意見をいただいている障害者制度から介護保険制度への移行についても、サービスの連続性や連携が図れるよう、関係部署と連携の仕組みづくり等に取り組んでいます。	8	
4	姫路市における総合的な福祉サービスを検討する機関と機会を望みます。 「全体像や各施策の関連性を明らかにしてほしい」や「地域福祉計画や障害福祉計画との関連性を明示してほしい」で大きく2点意見を述べさせていただきましたが、この2つを通じて姫路市の総合的な福祉施策の不明瞭さが感じられます。ぜひ、市民を交え総合的に検討する機関や機会の設置を望みます。	1	姫路市の総合的な福祉施策については地域福祉計画において定めるものとなりますが、地域福祉計画と本計画の同時改定の際には、両計画の整合性を図り、総合的な福祉施策の体系が分かりやすいものとするよう努めます。 また、各施策の実施を通じて市民や福祉事業者等の皆様から頂いたご意見については、これを関係者間で共有し、より良い施策につなげて参りたいと考えております。	8	
5	地域福祉計画は本計画を始めとする福祉分野の各計画の理念や目標等を包含するとともに、各計画が連携して福祉課題に対応できるよう、横軸でつないで補完し、横断的かつ総合的な施策を推進する計画と位置づけられています。→地域福祉計画のどの項目と横軸でつながっているのか、推進方策毎に表記されると分かりやすい。	1	両計画の具体的な施策体系は必ずしも一致していませんが、地域福祉計画の理念を具体化した内容は、主に推進方策3「住み慣れた地域で暮らし続けるための支援」に記載されております。 各施策の推進にあたっては、地域福祉計画や、障害福祉計画など他計画の内容と整合性に留意してまいります。	8	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
５.取組の体系〔推進方策１〕 高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備					
6	高齢者の住まいについて、推進方策１(3)-1に挙げられている施設・住宅等に住めるのは高齢者の中でもごく一部です。持家や民間の賃貸住宅に住む高齢者も数多くいるでしょうし、推進方策3(10)の記述に出てくるシルバーハウジングも高齢者の住まいの一つの形態です。計画の中で記述されているように、住まいは生活の基盤となる重要なものです。住居の形態によって、管轄する部署や確保に向けて取り組む計画等が変わるのはと思います。しかし、部署を超えて姫路市として、どのように高齢者の住まいを確保するかという目標はどのように設定しているのでしょうか。その目的に応じて施設・住宅の必要数が見えてくると思います。 推進方策1(4)-5で書かれているようにロングショートに対して指導を行うにしても、代替となる居住環境が確保されないと状況は変わらないと思います。 保証人の確保ができず住宅入居が困難という問題への対応は、姫路市としてどのような方針なのでしょうか。	1	高齢者の住まいも含めて、住宅施策全体の計画としては、「姫路市住宅計画」があり、その中で公営住宅における高齢者に対する住替え支援やサービス付き高齢者向け住宅の適切な整備、市営住宅における高齢者への生活支援などを住宅部局と福祉部局の連携のもと推進することになっております。本計画においても、同様に高齢者の住まいの適正確保については、福祉施策の視点から住宅部局と連携のうえ推進することとしております。 ロングショートについては、重度化することにより、在宅生活が困難な方の受け皿となっていると考えられるため、事業所への指導とともに特養等の介護保険施設を計画的に整備することとしております。 保証人に期待されている「家賃債務保証」については、国土交通省に登録している家賃債務保証業者に加え、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の平成29年の改正により家賃債務保証などの入居支援の中核的な役割を担う社会福祉法人やNPO等の居住支援法人を都道府県が指定する制度が創設されています。	－	
7	介護保険制度や福祉制度が対象とする高齢者の実像・実態把握 ・入居待機者の実態把握（人数・課税／非課税・医療依存度等）と施設整備計画の見直し ・入居者の要介護度重度化に要る医療ニーズの実態把握と医療連携支援 ※待機者の把握をいただき、整備計画に反映させていただきました。更に医療との連携が密になるような配慮が必要です。対応いただきますよう、よろしくお願い致します。	1	入居待機者については人数や緊急性を実態把握し、それを踏まえて整備計画を策定しています。今後も、既存施設待機者の所得条件や医療依存度等について、できる限りの状況把握に努めます。また、介護保険施設や医療機関等のご意見を参考にさせていただく機会を設け、連携に努めていきたいと考えています。	－	
8	施設の安全対策の強化 ・防犯・防災対策への助成 ・増築・改築・大規模改修・施設整備費などの実態把握と助成 ※市単一では改善できないことであるとしても、今後、県や国から情報を得るとともに意見をしていただく対応をお願いします。	1	防犯・防災対策等、現時点で制度化されている国・県の補助制度につきましては、制度の周知に努めることとします。その他の補助につきましては、今後、国・県からの情報収集と既存施設の実態把握に努め、必要性を検討したうえで、国・県へ要望と制度設計に努めていきたいと考えています。	－	
9	推進方策1と2は取組の体系を述べる場合は先に歴史が来て背景があり、その中で地域があると思われるので順番を2⇒1の内容を変更した方があっているのではないか。	1	国の示す計画の基本指針において、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものとされているため、最初の推進方策に掲げています。	－	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
10	推進方策1での介護サービス提供基盤の整備や特養、老健、療養型、特定施設などの内、需要見込みによる施設整備計画を策定する上で、姫路市としても、正味の特養入居待機者がどれ位おられるのか、実態把握が出来ているか。一度、推測ではなく、姫路市全体の実態を整理した方がいいのではないか。	1	特別養護老人ホームの整備計画作成にあたっては、入所待機者の調査を行い、兵庫県の入所コーディネートマニュアルに基づき入所の緊急性の高い方の人数と後期高齢者人口の増加見込を勘案して、整備数を算出しています。	―	
11	P13に、養護老人ホームや軽費老人ホームの運営に関してに「指導監査」・「指導監督」という言葉が出てくるが、一般的なイメージを考えたときに「支援する」等に修正できないか。	1	養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、隔年で社会福祉法に基づく定期監査を行っています。また、軽費老人ホームについては事務費の補助を、養護老人ホームについては、入所措置費を支給し、運営の適正化を図っています。 ご意見を踏まえて、「適正な運営を図るための支援等を行います。」といった表現に改めます。	13	○
12	養護老人ホームには、刑務所からの出所者が入所している場合があるが、その方の処遇向上のため、刑務所の方と連携をとってはどうか。	1	ご本人が養護老人ホームへの入所を希望する場合、各施設と調整を図りながら支援を行っております。今後も刑務所から出所される高齢者の増加が考えられるため、兵庫県から委託を受けた地域定着支援センター等と継続して連携を図りたいと考えます。	13	
13	⑤サービス付き高齢者向け住宅…「登録事業所」とありますが、登録外事業所に対する指導については、どのようにお考えですか。また、登録の要件などもお示しいただきたいです。	1	老人福祉法における有料老人ホームの定義に該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法に基づき、登録の有無に関わらず、必要に応じて報告徴収・立入検査が可能です。これにつきましては、関係部局連携のうえ対応していく予定です。 サービス付き高齢者向け住宅の登録要件につきましては、①入居者を60歳以上の高齢者か要支援・要介護認定者、またはその同居者に限ること、②規模・設備等につき、法令等が定める一定の条件を満たすこと、③サービスにつき、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する体制があること、④入居契約において、利用料金に関することなど、法令等が定める一定の条件を満たすこと、となっております。	14	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
14	昨今、自宅の近所でも乱立しているサービス付き高齢者住宅ですが、様々な経営母体があり、適切に運営されているのか非常に気になるところです。登録事業者とありますが、多くの市民は、どのような登録の仕組みであるのかを知らないため、少しでも登録に関する説明があれば、より理解が進むのではないかと感じました。（P14の⑤に関して）	1	サービス付き高齢者向け住宅は、①入居者を60歳以上の高齢者か要支援・要介護認定者、またはその同居者に限ること、②規模・設備等につき、法令等が定める一定の条件を満たすこと、③サービスにつき、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する体制があること、④入居契約において、利用料金に関することなど、法令等が定める一定の条件を満たすこと、といった条件を満たす住宅が、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）に基づき、登録を行ったものです。登録制度につきましては、住宅・福祉部局の窓口や姫路市住宅課ホームページ等を通じて、今後も周知に努めることとします。また、登録物件については住宅・福祉部局の窓口や「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」（http://www.satsuki-jutaku.jp/）で確認することができます。	14	
15	姫路市の公募事業でないサ高住については住宅扱いではあるが、特定施設の指定を認めるのか、また施設整備として位置付けているのか曖昧な点がある。	1	サービス付き高齢者向け住宅については、介護保険法に規定される施設ではないため、施設整備の具体的数値目標を定めていません。また、介護保険法における特定施設入居者生活介護の指定を受けることは可能ですが、本計画改定にあたって既存施設への意向調査を行った結果、指定を希望する施設がなかったため、第7期計画期間は、創設整備を除き、指定を認める予定はありません。	14	
16	(4)-1介護保険施設の計画的な整備①特別養護老人ホームの整備について、介護の必要な高齢者の増加を勘案し、真に入所が必要な待機者の解消に努めるとあるが、具体的にはどのような方法や基準が考えられるのかをお聞きしたい。	1	特別養護老人ホームの整備計画については、入所待機者のうち、兵庫県の入所コーディネートマニュアルに基づく判定において、①評価基準の点数が80％以上であり、②「在宅生活の困難性」の項目において75％以上である方の人数を集計し、その数値に後期高齢者人口の増加見込を勘案して策定しています。	16	
17	P16の特別養護老人ホームの整備方針において、入所待機者数に対して、以前より施設は充足していると感じるが、それでも整備を進める必要があるなら、既存特養の増床やショートステイの転用も含めて、意向調査を行い、整備方針を検討してはどうか。また、低所得者の受け皿として、多床室も視野にいれてはどうか。	1	第7期計画策定に当たっては、既存施設に対して、増床・転用も含めて意向調査を行い、整備方針を決定しています。第8期計画策定時にも、再度意向調査を行い、増床・転用も含めて整備方針を検討していきます。また、多床室については、第7期整備の初年度である平成30年度の募集において、応募条件に加えております。	16	
18	P16の特別養護老人ホームの整備方針において、現状の待機者数は把握していると思われるが、人数のみでなく、待機期間がどれぐらいかも知るべきではないか。	1	待機者については、兵庫県が年1回実施する待機者調査に基づいています。今後、県に対して必要な情報提供を求めて、状況の把握に努めたいと思います。	16	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
19	市内の特養のショートステイの空き情報を整理し、既存施設を柔軟に有効活用することで過度な整備事業の予算削減になればよい。	1	短期入所生活介護事業所は、地域にバランスよく配置するため、特別養護老人ホーム創設整備に併設して整備することを基本とし、既存法人の意向調査に基づく増床を加えて、最低限の整備計画数を見込んでいます。 短期入所生活介護事業所は、居宅サービスであり、稼働率の統計が取りづらい点がありますが、今後、既存事業所の実態把握に努め、未利用ベットの活用も含め方針を検討していきたいと考えております。	18, 19	
20	P18・19の短期入所生活介護事業所の整備について、市内の事業所は稼働率が低下している実態がある。新規整備を進めるよりは、虐待関連ケースへの需要に応じる緊急枠を確保するなどの対策を考えるべきではないか。	1	短期入所生活介護事業所は、地域にバランスよく配置するため、特別養護老人ホーム創設整備に併設して整備することを基本とし、既存法人の意向調査に基づく増床を加えて、最低限の整備計画数を見込んでいます。 近年、稼働率が低下している現状はありますが、整備を抑え、稼働率が高くなりすぎると、緊急時に利用できない事態も懸念されます。現状では虐待対応の緊急利用も空床対応で可能であると考えています。	18, 19	
５.取組の体系〔推進方策２〕　介護保険事業その他関連事業の推進について					
21	介護保険事業その他関連事業の推進について、デイサービスなどの施設には、外出したいという高齢者の要望は高い。買物や散策の際、使われるのはデイの車両である。しかし、車の事故は、どんなに気を遣っても起きるものである。職員は、利用者の命を預かる立場であり、終始緊張しながら業務しているため、事故を個人の責任とするならば、つらくて辞めてしまう。そこで予め決められた行事に市バス運転手に力をお借りできないだろうか。	1	外出時だけでなく、送迎時も含め、車両の運転が必要であるデイサービスの事業所を対象とした交通安全対策については、今後、関係機関と連携しながら、安全確保と向上に努めていきたいと考えています。	－	
22	職員処遇と安定した労働環境の確保 ・職員処遇の実態把握と地域区分など加算の見直し ・人材確保や人材育成のための施策（研修や求人や広報の機会など）の創設 ・介護ロボットやリフトなど介護環境の改善のための機器導入の助成 ※市単一では改善できないことであるとしても、今後、県や国から情報を得るとともに意見をしていただく実践をお願いします。	1	ご意見を参考に、今後、県や国から情報を得ながら、実践に努めていきたいと考えています。	－	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
23	住民にわかりやすい行政施策（介護保険制度や福祉制度）と説明などの機会 ・総合支援事業などの開始や複雑化した介護保険制度について理解しやすい制度設計 ・利用者や家族に対するサービスや制度理解を促すための職員に対する行政説明の機会 ※地域住民にとってわかりやすい制度や説明を要します。事業所においても自ら学ぶとともに、情報共有する意味からも行政と学ぶ機会をいただき複雑化する制度を理解する機会をお願いします。	1	市民出前講座等を活用し、幅広い年齢層の市民の皆さんに、介護保険制度等についての理解と認識を深めていただくよう、啓発に努めます。	―	
24	「介護保険事業の対象にならない市独自の事業」とありますが、後述で市独自事業は分かるように表記していただきたいです。	1	ご意見を踏まえて、「後述の「(7)介護保険制度を補完する事業」や「(8)在宅高齢者に対する支援事業」で説明する」との表記を追加いたします。	20	○
25	Ｐ20の適切なサービス水準と費用負担の公平性の確保を図りとあるが、姫路市行政職員給与は6%加算に市独自の加算が別途ついて約10%プラスに対し平等・公平であれば地域加算が3%は低い。 事業者は質の向上と事務経費・管理費がまかなえず赤字経営となり、質で淘汰されていくのではなく、収支が合わず淘汰されるのは、姫路市が設定している加算削減により料金の採算が取れずに閉鎖に追い込まれている現状。介護職員の確保も今の料金では賄いきれず減少の一途を辿っており魅力とやりがいのある職場を継続していくのは不可能に近いと現場全体をみると感じるので市が取り組むべき課題はまず加算を戻す事からである。	1	介護報酬における地域区分については、原則として、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠することとなっております。姫路市行政職員の給与における地域手当は3%であり、市独自の加算はありません。 地域区分の設定は、国のルールに従うことになりますが、喫緊の課題である介護人材確保については、国や県、関係機関等と連携しながら、課題解消に向け取り組んでいきたいと考えます。 なお、介護報酬における加算については、国の基準に基いて設定しており、市独自で削減は行っておりません。	20	
26	今国会（第196回通常国会）でも働き方改革の中でも子育て・介護など様々な事情を抱える人々が意欲を持って働きその能力を発揮できる、…」とし宣言した。そして「長時間労働の慣行打破」「非正規」という言葉をなくする「同一労働同一賃金」の実施を訴えており、行政職員と介護職員の賃金格差（地域加算是正）を願うものである。	1	介護報酬における地域区分については、原則として、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠することとなっております。 地域区分の設定は、国のルールに従うことになりますが、喫緊の課題である介護人材確保については、国や県、関係機関等と連携しながら、課題解消に向け取り組んでいきたいと考えます。 また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に記載されていたように、介護職員等の処遇改善は、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応するとされています。今後も国等の動向を注視して、対応していきたいと考えています。	20	
27	市町村の認定調査員が新規申請、変更申請の際に調査する体制は、このまま継続して欲しいです。	1	認定調査員が新規申請、変更申請の際に調査する体制は、現在の体制を維持継続していきたいと考えます。	21	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
28	P22の介護事業を支える人材の確保は、大きな課題なので、(3)内に収めるのではなく、例えば推進方策1(5)へ移すなど、見出しの一つにもってくるべきではないか。また、事業所と連携してなど文言を入れるべきでは。	1	ご意見を踏まえ、推進方策2に⑼「介護事業を支える人材の確保」を設け、「関係機関等」と連携しながら、課題の解消に向けて、取組を強化します。	33	○
29	P22の③内にレベルアップとあるが、キャリアアップではないか。	1	ご意見を踏まえ、P22③の「レベルアップ」を「キャリアアップ」に修正します。	33	○
30	Ｐ23の(3)-3介護事業所の適正運営の推進の部分、国からの情報提供、提案事項、同規模保険者の動向等を市独自の政策でどう進めていくかの事業所に意見を広くもとめることが必要と思われるが、あくまで市が単独で①に指導監査の強化を行うことを出すことで抑制はかかると思うが、事業者からすれば愚問と思われる。 よって②③④が上にあがり、①は最後に列挙されるのが望ましい。市は今まで行ってきたことに自信をもつべき。	1	①～④までは優先順位を示しているのではなく、全てが連係して施策を推進します。①指導・監査については、②～④の情報公開や制度の周知啓発と並行して実施する予定としております。	22	
31	市は国からの権限移譲が進められる中、ブレーキをかける、または検討する第三者機関が必要と思いますが、それについては何も計画されていないのでしょうか。あれば計画に記載すべきと思います。	1	国からの権限委譲については、国全体の施策の問題になります。厚生労働省においては諮問機関として、社会保障審議会が設置されており、そこでの議論を踏まえて、制度変更等が行われていますが、姫路市の計画に記載する内容ではないと思われます。	22	
32	(8)在宅高齢者に対する支援事業①緊急通報システム事業について、携帯電話の普及によって固定電話を置いていない、又は、経済的な理由等により設置できない人も存在しているが、そういった方々の緊急事態に対応するための対応策について確認したい。	1	現在のシステムでは固定電話の設置が必須条件となっています。携帯端末の利用などを含め、今後、先進事例の把握に努めるなど、制度を検討していきたいと考えています。	32	
33	緊急通報システム事業については、離れて暮らす家族にとって安心でありがたい事業だと思います。今後も事業が続いてほしいです。	1	緊急通報システム事業については、家族・地域の見守りネットワークと連携をはかりつつ、継続していく予定です。	32	
34	P22の④内に介護の仕事や待遇などの情報がなく…と記載があるが、情報がないだけが理由ではないのではないか。介護職員の意識を高めることも必要ではないか。	1	P22の④は、ご意見を踏まえ、文言を修正します。また、介護職員の意識高揚については②「相談体制の確立」のなかで、人材定着に向けた方策を検討していきたいと考えます。	33	○
35	介護事業を支える人材の確保について、具体性が乏しいように思います。どのように取り組みを強化するのか記述すべきと思います。	1	介護人材の確保については、国や県、関係機関等と連携するとともに、介護従事者への相談体制の確立に取り組んでいきたいと考えています。その中で、介護人材確保に関する情報を収集しながら、課題解消に向けた取組を検討していきたいと考えます。	33	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
36	介護事業を支える人材確保について、もう少し具体的な対策をお願いしたい。	1	介護人材の確保については、国や県、関係機関等と連携するとともに、介護従事者への相談体制の確立に取り組んでいきたいと考えています。その中で、介護人材確保に関する情報を収集しながら、課題解消に向けた取組を検討していきたいと考えます。	33	
37	推進方策2の(3)-2介護事業を支える人材確保について、具体的な対策がない。現在全国的にみても介護人材の不足は顕著であり、姫路市としてはどのように人材を確保していくかの考えを示して頂ければ助かります。	1	介護人材の確保については、国や県、関係機関等と連携するとともに、介護従事者への相談体制の確立に取り組んでいきたいと考えています。その中で、介護人材確保に関する情報を収集しながら、課題解消に向けた取組を検討していきたいと考えます。	33	
38	人材不足の原因の一つに、介護に対するイメージの悪さがある。そうでないとの啓発を行う事が必要。また、介護職に就くにあたり必要な資格を取得するためには、時間と費用がかかるというハードルがある。例えば、資格を取得し、介護職として働いた実績が一定期間であれば、資格取得にかかった費用を行政が助成するなどの仕組みがあればと思う。	1	ご意見をもとに、今後の施策の参考にさせていただきます。	33	
39	要支援・要介護認定者が10年間で1.6倍に急増していることから、今後も急速に増え続けることが予想されるので、働く側の人員体制の確保、対応する人によって対応の差がでないよう研修等の参加促進に取り組んでほしいです。	1	今後も国や県、関係機関等と連携しながら、人員体制の確保や研修等の参加促進を検討していきたいと考えています。	33	
５.取組の体系〔推進方策３〕住み慣れた地域で暮らし続けるための支援					
40	高齢化が進む中で、特に要支援の増加を伴う介護予防、また、健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要となってきます。現在、医療と介護の連携について、様々な試みがなされており進歩も感じています。 これからは、これに加えて、さらに介護保険外のインフォーマルサービスとの連携を充実させる施策の必要性も感じます。新聞配達や宅配業者、タクシーやガスや電気の検針など、高齢者の自宅を定期的に訪問する方々と見守りへの協力を今以上にお願いし、連携や更なる見守りの目を増やしていき、包括的支援体制の構築が必要であると思います。 また、市内地域によっても高齢化が異なるため、地域の事業に合わせながら、介護される人もする人も暮らしやすい市へとしていけばと思います。	1	今後、高齢化が進む中で、比較的にお元気な方を対象にした、生きがいづくりや地域コミュニティと連携した介護保険外のサービスの重要性は高まるものと考えております。 地域の見守り活動については、基本的には民生委員の方や姫路市社会福祉協議会のボランティア支部の方等のご協力により実施していただいておりますが、その他には、「地域見守りネットワーク」事業において、通常業務において定期的な訪問活動を行う事業者として、民間ライフライン事業者等を登録しています。また、「認知症高齢者等SOSネットワーク」事業においても、行方不明となった認知症高齢者捜索にあたる協力機関として民間事業者の登録を行っています。	－	

番号	市民意見の概要	件数	市の考え	本編の頁	計画への反映
41	地域包括ケア構築に向けた社会福祉機能と役割を果たすための体制作り ・家族機能低下による支援体制と相談業務や連携、複雑化した事務業務の実態把握 ・介護職員外の配置・加算・給与の保証・育成カリキュラム創設 ・在宅・施設ともに小地域において包括的な関わりができる地域交流体制作り支援 ※地域住民を取り巻く環境が変わり、事業者が対応している内容が様変わりしています。市独自の配慮及び対応が必要です。実態把握をお願いします。	1	ご意見をもとに、今後の施策の参考にさせていただきます。	―	
42	在宅生活を維持するために、要支援者に対する姫路市で実施する総合事業訪問生活援助事業の指定事業者を今後どのように整備していくのか。既存事業所の関わりを利用者との関係も踏まえ、どのように移行していくのか。	1	総合事業訪問生活援助は、サービス提供を行う従事者の資格要件を緩和していること等から、サービスの質の確保や利用者の需要、従事者の養成数等の検証を行うために、当面の間は公募により事業所を選定し、事業を実施します。検証の結果を踏まえ、他の介護サービスと同様、通常の指定申請に基づく指定事業者による事業とすることを検討します。 また、利用するサービスについては、利用者の選択により、介護予防訪問介護に相当する総合事業訪問介護をご利用いただけます。	―	
43	P36の準基幹地域包括支援センターの設置において、地域包括支援センターは社会福祉協議会がやっていると記載すべきではないか。	1	市は準基幹地域包括支援センターの運営を（福）姫路市社会福祉協議会に委託する方針としておりますが、契約にあたっては、毎年度の予算編成を経て単年度毎の契約となることから、法人名を計画に記載することは控えたいと考えています。	36	
44	「訪問型リハビリサービスを開始」とありますが、いつから、誰を対象に、担い手は、など記述していただきたいと思います。	1	ご意見を踏まえて、「保健・医療専門職が自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う訪問型サービス」との表現に修正します。なお、開始時期は計画の中間とりまとめ案にあるとおり第7期計画中を予定しており、また、本事業は介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられることから、対象者は要支援者や事業対象者とする予定としています。	37	○
45	(10)その他地域で自立生活を支援する事業、①高齢者権利擁護推進事業の項目として、ウ「成年後見人としての市民後見人の活用」とあるが、「市民後見の養成及び啓発」に係る記述が必要と思う。現在、姫路市社会福祉協議会において市民後見人の養成研修を実施しているが、受講希望者が少なく、市民後見人及び市民後見活動の裾野が広がりづらい現状がある。	1	ご意見を踏まえて、「市民後見人の育成及び啓発等を含めた取組や、」との表記に修正します。また、制度の周知・啓発については、姫路市社会福祉協議会と連携のうえ取り組んでいく予定です。	45	○
46	今後、高齢化がさらに進むとともに、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺行為等もさらに増大することが予想できるが、高齢者が地域で安心して生活を続けるためには、そのような被害から高齢者を守るような権利擁護の視点が今以上に必要だろうと感じた。	1	地域包括支援センターと、消費生活センターや成年後見支援センターなど各機関と連携のうえ、高齢者の権利擁護に取り組んでいく予定です。	45	